

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年2月26日 |
| 【会社名】 | 株式会社ストライダーズ |
| 【英訳名】 | Striders Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 早川 良一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区新橋五丁目13番5号 |
| 【電話番号】 | 03(5777)1891 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 兼 CFO 前田 嘉也 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区新橋五丁目13番5号 |
| 【電話番号】 | 03(5777)1891 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員 兼 CFO 前田 嘉也 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 690,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額 57,690,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場 合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合に は、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権 の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算し た金額は減少します。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

| | |
|---------|--|
| 発行数 | 30個(新株予約権1個につき100,000株) |
| 発行価額の総額 | 690,000円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき23,000円(新株予約権の目的である1株当たり0.23円) |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成25年3月15日(金) |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | 株式会社ストライダーズ 管理本部 東京都港区新橋五丁目13番5号 |
| 払込期日 | 平成25年3月15日(金) |
| 割当日 | 平成25年3月15日(金) |
| 払込取扱場所 | 株式会社りそな銀行 九段支店 |

(注) 1. 平成25年2月26日(火)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日までに新株予約権の引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法で割当てます。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
4. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 株式会社ストライダーズ 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数1,000株である。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,000,000株とする。(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100,000株とする。)但し、本欄第2号及び第4号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、係る調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、係る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ |

| | |
|----------------|---|
| | <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の運用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額(以下「行使価額」という。)は、19円とする。但し、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又は係る交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式について株式の分割をする場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> |

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>57,690,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価額</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p> |
| 新株予約権の行使期間 | <p>平成25年3月16日から平成28年3月15日の期間とする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従い当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p> |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | <p>1 行使請求の受付場所 株式会社ストライダーズ 管理本部</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 九段支店</p> |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | <p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から6ヶ月以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額で本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みにに関する事項 | 該当事項はありません。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p> |

(注) 1. 本新株予約権の特徴

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図ることを目的として設定されており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は19円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から3,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。

行使停止

行使期間中において、将来何らかの事由により一時的に資金調達必要性が薄れた場合又は本新株予約権の発行に代わる資金調達手段が一時的に確保できた場合など、一定の期間、当社の判断により行使を制限することが可能です。

当社は、本新株予約権の行使に関して、当社の指定する期間、本新株予約権の行使を停止することができます。当社は、割当予定先に停止期間を指定し書面にて通知することにより、本新株予約権の行使を停止することが可能であり、最短で通知の到達日の翌日から本新株予約権の行使を停止することができます。また、当社は、一旦行った停止指定を割当予定先に通知することにより、いつでも取り消すことができます。但し、本新株予約権の行使請求のうち最後の1ヶ月間については、停止指定を行うことはできません。

当社は、本新株予約権の行使停止期間の指定を行うかどうかを株価動向、資金需要、行使価額、株式市場環境、希薄化の状況、他の資金調達方法を勘案して、当社が本新株予約権の行使を希望しない場合においては、本新株予約権の行使停止期間の指定を適時行うことが可能です。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から6ヶ月以降一定の手続を経て、当社取締役会が定める取得日の20日前までに割当予定先に通知したうえで、当社が本新株予約権を1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社は、係る取得条項に基づき事業収入の増加によるキャッシュ・フローの改善で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い割当予定先の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当により発行されるものであり、かつ、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、引受契約上の割当予定先の地位及びこれに基づく権利義務が、割当予定先が譲渡人に承継させることが引受け契約上の義務とされています。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載しこれに記名捺印したうえで、上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、係る行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行ったものは、その後これを撤回することができない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、(1)行使請求に要する書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に係る出資の目的とされる金銭の全額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書に係る新株予約権行使請求受付日(行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日の直後に到来する取引日午前11時までに当該行使請求に係る出資金総額の指定口座への入金当社により確認された場合には、当該取引日とし、当該確認が当該取引日午前11時以降になった場合には当該取引日の翌取引日とする。)に発生する。

4. 新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|------------|--------------|------------|
| 57,690,000 | 3,575,000 | 54,115,000 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(690,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(57,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用とは、価値算定費用2,250千円、弁護士費用として約800千円、割当予定先調査費用275千円、その他費用約250千円であります。
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権発行による調達額54,115千円は、成田ポートホテル(千葉県成田市大山658-1)を取得する当社の連結子会社である株式会社グローバルホールディングス(以下、「GHD」という。)に貸付け、成田ポートホテル取得後の追加投資へ充当し、収益基盤の更なる確立を目指します。追加投資の内容は、固定資産修繕費40,000千円、ホームページ作成費用2,000千円、広告宣伝費用5,000千円等を計画しております。

なお、当社は、本新株予約権発行により調達する資金を、上記資金使途に充当するまでの間、当社銀行口座にて管理いたします。

調達する資金の支出予定時期

| 具体的な使途 | 金額(千円) | 支出予定時期 |
|--------------------|--------|-----------------|
| 成田ポートホテル取得後の追加投資資金 | 54,115 | 平成25年4月～平成28年3月 |

なお、同時に募集する平成25年2月26日(火)開催の当社取締役会において決議された、第三者割当により発行される新株式(以下、「別件新株式」という。)の発行価額の総額は114,000,000円であり、手取概算額112,675,000円となります。

発行諸費用は、価値算定費用以外は別件新株式発行と本新株予約権の双方に関して発生した費用であり按分にて計上しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成25年2月26日開催の当社取締役会において決議された別件新株式発行の概要

- (1) 株式の種類：普通株式
- (2) 発行数：6,000,000株
- (3) 発行価額の総額：114,000,000円
- (4) 発行価格：1株につき19円
- (5) 募集の方法：第三者割当
- (6) 割当予定先：早川良一氏
- (7) 申込期日：平成25年3月15日
- (8) 払込期日：平成25年3月15日

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

| | |
|----------------|--------------------------|
| 名称 | マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都港区赤坂二丁目17番22号 |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 浦谷 元彦 |
| 資本金 | 10百万円 |
| 事業の内容 | 投資業 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 浦谷 元彦 100% |

b. 提出者と割当予定先との間の関係

| | |
|------|-------------|
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術関係 | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 | 該当事項はありません。 |

c. 割当予定先の選定理由

当社が黒字化を達成し、更なる当社の中長期的な企業価値・株式価値の向上を達成するためには、収益基盤を支える安定収益事業への新規投資及び育成を実行することが不可欠であります。

このような状況の中、新たな安定収益事業として、平成24年12月14日にホテルの取得及び経営を目的として連結子会社GHDを設立し、平成25年2月26日開催の当社取締役会において、GHDによる成田ポートホテル（固定資産）の取得及び当社による当該ホテルの運営会社である株式会社イシン・ナリタオオヤマオペレーションズ（以下、「INOO」といいます。）の株式取得を決定いたしました。

しかしながら、INOOの株式取得については手許資金を充当するものの、当該固定資産の取得資金及び取得後の追加投資に必要な資金について、当社は十分な資金を有しているとは言えず、早期に資金調達を行う必要があると考えております。

資金調達にあたっては、当社の現在の財務状況において、当該新規投資金額全額を金融機関からの新規及び追加の借入で調達することは困難であるため、金融機関からの借入による調達の他、当該投資金額の一部となる約1.6億円について、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段には、公募増資、株主割当による新株式発行とい

う資金調達方法も有りますが、当社の状況や昨今の金融情勢等を考慮すると当社が必要とする調達額を調達できる可能性が乏しいこと、及び事務手続きコスト面において最適とはいえないと考えられることから、これらの方法による資金調達手法の採用は見送ると共に、機動的な資金調達方法である第三者割当による新株式及び新株予約権の発行で資金調達を実施することいたしました。すべて新株式発行でまかなうことは、調達面で難しく、また、株式の希薄化の点で望ましくないと考え、新株予約権の発行による資金調達の併用ならば、上記問題が解決できると考えております。

本新株式の発行による資金を元に、収益基盤を支える安定収益事業としてのホテル事業に対する新規投資を行い、当社業績を向上させると共に、株価が上昇し、その過程の中で本新株予約権の行使が行われることで、株式の希薄化に配慮しつつ、必要な資金を調達していくことを計画しております。

本新株予約権の割当予定先としてマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」という。)を選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く企業育成の投資事業を目的とした株式会社であります。既に日本の上場企業で新株予約権の引受けの実績があり、払込も確実にしている会社であります。また、開示資料を元に集計すると、同社は設立以降平成25年1月現在までに、当社を除く上場企業17社に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使で払込みを行っております。上記の新株予約権は全て行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。また、マイルストーン社からは、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向を勘案しながら売却していく旨の意向を表明していただいております。当社は、上記理由を踏まえて、本新株予約権の割当予定先としてマイルストーン社が適切であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の発行により割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は3,000,000株であり、割当予定先のマイルストーン社に全てを割り当てます。

e．株券等の保有方針

本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社からは、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向を勘案しながら売却していく旨の意向を表明していただいております。

f．払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の払込みに要する資金につきましては、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社に十分な資金がある旨を、預金通帳の写しで確認しており、当社は、本新株予約権の払込みに確実性があると判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社から、同社の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても株式会社J Pリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野啓介)に調査を依頼し、割当予定先であるマイルストーン社、並びに役員・主要株主が反社会的勢力との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しており、割当予定先が反社会的勢力と関与は無いものと判断しております。

また、当社は割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされており、

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、公正性を期すため、第三者評価機関（株式会社ブルータス・コンサルティング 東京都港区赤坂二丁目17番22号 代表取締役 野口真人）（以下、「ブルータス・コンサルティング」という。）に対して本新株予約権の発行価額の算定を依頼しております。ブルータス・コンサルティングは、本新株予約権の発行価額の算定に際し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定し、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得しております。

また、本新株予約権の行使価額は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主の皆様と与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議・交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成25年2月25日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である19円を基準に行使価額を19円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均20.05円に対するディスカウント率は5.24%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均18.00円に対するプレミアム率は5.56%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均17.95円に対するプレミアム率は5.85%となっております。

上記の通り、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関であるブルータス・コンサルティングが新株予約権の発行価額の算定手法として、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、当該第三者機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、また行使価額につきましても取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として決定していることから、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、適正かつ妥当な価額であり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取締役全員の賛成により、本新株予約権の発行につき決議いたしました。

また、当社監査役会から、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

別件新株式の発行による株式数6,000,000株及び本新株予約権の発行による潜在株3,000,000株を合わせた9,000,000株に係る議決権数は9,000個となり、当社の総議決権数74,258個（平成24年9月30日現在）に占める割合が12.12%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

しかし、別件新株式の発行及び本新株予約権の発行は、収益基盤を支える安定収益事業への新規投資及び追加投資に充当される資金の調達を図ることを目的とするとともに、財務体質の強化を行うことが、当社の中長期的な企業価値・株価の向上につながり、その結果、既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。そして、別件新株式の発行及び本新株予約権の発行により調達する資金の総額も、上記の資金使途に照らして必要な限度を超えておらず、別件新株式の発行及び本新株予約権の発行によって、一時的には既存株主の皆様の負担は避けられないものの、中長期的には既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。したがって、別件新株式及び本新株予約権の発行数量及び当社株式の希薄化の規模は、その必要性和合理性があるものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%) | 割当後の所有 株式数 (千株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%) |
|--------------------------|--------------------------|---------------|-----------------------------------|-----------------------|---|
| 新興支援投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区神田須田町 2 - 8 | 15,483 | 20.85 | 15,483 | 18.60 |
| 早川 良一 | 千葉県印西市 | 239 | 0.32 | 6,239 | 7.49 |
| 伊藤 雄康 | 神奈川県横浜市港北区 | 4,792 | 6.45 | 4,792 | 5.76 |
| 福光 一七 | 大阪府大阪市西成区 | 3,341 | 4.50 | 3,341 | 4.01 |
| マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 | 東京都港区赤坂二丁目17番 22号 | | | 3,000 | 3.60 |
| TCSホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋本町4 - 8 - 14 | 2,410 | 3.25 | 2,410 | 2.89 |
| 大阪証券金融株式会社 | 大阪府大阪市中央区北浜2 - 4 - 6 | 2,215 | 2.98 | 2,215 | 2.66 |
| 福光 大輔 | 大阪府大阪市西区 | 1,468 | 1.98 | 1,468 | 1.76 |
| CBC株式会社 | 東京都中央区月島2 - 15 - 13 | 1,110 | 1.49 | 1,110 | 1.33 |
| 堀 慶子 | 千葉県野田市 | 1,000 | 1.35 | 1,000 | 1.20 |
| 計 | | 32,058 | 43.17 | 41,058 | 49.31 |

(注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として、別件新株式発行並びに本新株予約権の権利行使を勘案して記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数の数を平成24年9月30日時点の総議決権数(74,258個)に別件新株式発行並びに本新株予約権により増加する議決権数(9,000個)を加えた数で除して算出した割合です。

3. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

4. 伊藤雄康氏から、平成24年10月18日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成24年10月16日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、上記大株主の状況には含まれておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。

| 氏名又は名称 | 住所 | 保有株券等の数 (千株) | 株券等保有割合 (%) |
|--------|------------|-----------------|----------------|
| 伊藤 雄康 | 神奈川県横浜市港北区 | 3,700 | 4.98 |

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第48期）及び四半期報告書（第49期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成25年2月26日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該事項は有価証券届出書提出日（平成25年2月26日）現在においてもその判断に変更はなく、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年2月26日）現在において当社グループが判断したものでありますが、ここに掲げられている項目に限定されるものではありません。

4「事業等のリスク」

(1)～(8)略

(9) 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成25年2月26日開催の当社取締役会において、第三者割当により早川良一氏を割当予定先として新株式6,000,000株及びマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当予定先として新株予約権3,000,000株の発行を行うことを決議いたしました。新株式発行による株式数6,000,000株及び新株予約権の発行による潜在株式数の総数3,000,000株を合わせた9,000,000株に係る議決権数は9,000個となり、当社の総議決権数74,258個（平成24年9月30日現在）に占める割合が12.12%に相当し、当該割合において当社株式に希薄化を生じることになります。

(10) 自然災害等について

大規模な地震や台風等の自然災害の発生は、当社グループの所有する建物、施設等に損害を及ぼし、一時的な営業停止による売上減や修復のための費用負担が発生する可能性があります。また、新型インフルエンザ等の流行性疾患が発生した場合には、遠距離移動や団体行動の制限が予想され、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|-----------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 第48期 | 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 平成24年6月22日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 第49期第3四半期 | 自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日 | 平成25年2月8日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出されたデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月7日

株式会社ストライダーズ
取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木 教夫 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 大兼 宏章 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダーズの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ストライダーズ及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6月22日

株式会社ストライダース

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木 教夫 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 大兼 宏章 印 |

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダースの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダース及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月30日開催の取締役会において、有限会社増田製麺の発行済株式の60%を取得し、子会社化することを決議し、同日付けをもって株式譲渡契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月30日開催の取締役会において、グロリアスフィールド株式会社から事業の一部を譲り受けることを決議し、同日付けをもって事業譲渡契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ストライダーズの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ストライダーズが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

株式会社ストライダーズ
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 教夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大兼 宏章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライダーズの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライダーズの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月30日開催の取締役会において、有限会社増田製麺の発行済株式の60%を取得し、子会社化することを決議し、同日付けをもって株式譲渡契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成24年5月30日開催の取締役会において、グロリアスフィールド株式会社から事業の一部を譲り受けることを決議し、同日付けをもって事業譲渡契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 上記は、当社（有価証券報告書提出会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。